

第 2 5 1 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 4 年 3 月 1 5 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 4年 3月15日 午前10時00分開議
午後 2時14分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	浅利 竹二郎	副委員長	富岡 直哉
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦 弘樹	”	東 健而
”	野中 貴健	”	佐賀 英生
”	斉藤 孝昭	”	山本 留義
”	村中 浩明	”	鎌田 ちよ子
”	住吉 年広	”	白井 二郎
”	濱田 栄子	”	佐藤 広政
”	富岡 幸夫	”	岡崎 健吾
”	原田 敏匡	”	佐々木 隆徳
”	佐々木 肇		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

副市長	川西 伸二
教育長	阿部 謙一
公営企業管理者	村田 尚
総務部理事市長公室長	千代谷 賀土子
企画政策部長	松谷 勇
財務部長	吉田 和久
財務部税務調整監政策推進監	樋山 政之
民生部長	杉澤 一徳
福祉部長	藤島 純
健康づくり推進部長	中村 智郎
健康づくり推進監政策推進監	木村 公子

子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅原典子
経済部長	立花一雄
都市整備部長	中里敬
建設技術部長	小笠原洋一
川内庁舎所長	木下尚一郎
大畑庁舎所長	伊藤大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤和彦
会計管理者	野藤賀範
教育部長	角本力
上下水道局長民生部理事	中村久
西通地区施設管理室長 川内公民館長	金浜達也
大畑地区施設管理室長 大畑公民館長	二本柳茂
教育委員会事務局中央公民館長	木村善弘
総務部政策推進監総務課長	野坂武史
企画政策部政策推進監 健康づくり推進部副理事	小田晃廣
民生部政策推進監	高杉俊郎
福祉部政策推進監高齢者福祉課長	吉田由佳子
教育委員会事務局政策推進監	鷲岳彰丸
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	祐川達也
教育委員会事務局副理事図書館長	櫻井忍
上下水道局政策推進監 水道課長民生部副理事	川島一彦
上下水道局副理事下水道課長 民生部環境政策課	中村亨
総務部総務課総括主幹	葛西信弘
総務部防災安全課長	古屋敷均
企画政策部企画調整課長	福山洋司
企画政策部企画調整課総括主幹	角本昌史
財務部財務課長	石橋秀治
財務部財務課資金企画室長	菊池円
財務部税務課長	飯田啓太郎
財務部税務課総括主幹	武市千秋

民生部市民スポーツ課長	新 谷 智 文
福祉部地域包括支援センター所長	辻 郁 子
健康づくり推進部国保年金課長	青 山 論
予防医療・感染症対策課総括主幹	
大畑庁舎市民生活課長	菅 原 賢一郎
脇野沢庁舎管理課長	
脇野沢庁舎市民生活課長	山 崎 拓 也
脇野沢公民館長	
教育委員会事務局総務課長	工 藤 大 介
教育委員会事務局生涯学習課長	畑 山 勝
教育委員会事務局	
学校教育課総括主幹	佐 藤 充
教育委員会事務局図書館総括主幹	澤 田 修 一
上下水道局経営課長	宮 下 圭 一
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局水道課総括主幹	山 崎 浩
上下水道局下水道課総括主幹	
民生部環境政策課	本 田 正 大
総務部防災安全課主幹	田 中 純 也
財務部財務課主幹	立 花 幸 一
財務部税務課主幹	二 階 聖 仁
民生部市民スポーツ課主幹	林 力 子
福祉部高齢者福祉課主幹	川 端 直 子
福祉部高齢者福祉課主幹	
老人憩いの家所長	工 藤 周
地域包括支援センター主幹	橋 本 徳 之
健康づくり推進部	
国保年金課主幹	野 坂 ゆ み
健康づくり推進部	
国保年金課主幹	坂 本 望 生
教育委員会事務局総務課主幹	渡 部 和 美
教育委員会事務局総務課主幹	新 田 剛
教育委員会事務局総務課主幹	対 馬 亮 子
上下水道局経営課主幹	橋 本 伸 吾
上下水道局水道課主幹	北 村 貴 宏
上下水道局下水道課主幹	
民生部環境政策課	川 村 利 之
大畑庁舎市民生活課主幹	濱 谷 希 帆 子
総務部総務課主任主査	畑 中 佳 奈
総務部防災安全課主任主査	遠 島 敬

財務部 税務課 主任主査	杉 本 晋
民生部 市民スポーツ課 主任主査	西 田 裕 昭
総務部 総務課 主任	柏 谷 諒
教育委員会事務局 図書館 主任	飛 内 あゆみ

○事務局出席者

事務局 長	佐 藤 孝 悦	次	長 中 野 敬 三
総括主 幹	櫻 田 誠	主	幹 堂 崎 亜 希 子
主任主 査	井 田 周 作	主	任 浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(浅利竹二郎) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20名で定足数に達しております。

それでは、これより3月14日に引き続き議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

前回は、第8款土木費までの質疑が終わっておりますので、本日は第9款消防費から審査してまいります。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部政策推進監。

○総務部政策推進監総務課長(野坂武史) おはようございます。それでは、第9款消防費についてご説明いたします。予算書の83ページを御覧ください。

まず、第1項消防費、第1目常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、主なものといたしましては、消防本部28名、むつ消防署49名、大湊消防署27名、大畑消防署27名、川内消防分署21名、脇野沢消防分署17名、計169名の消防職員に係る人件費などとなっております。昨年度の予算額と比較して6,130万7,000円が減額している主な理由といたしましては、大畑消防署への救急車整備及び川内消防分署への水槽付消防ポンプ自動車整備によるものとなります。どちらも車両の老朽化に伴い、新たな車両に更新するものとなります。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団426名、川内消防団254名、大畑消防団180名、脇野沢消防団97名、計957名の団員に係る報酬、費用弁償などとなっております。

次に、第3目水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のため、土のう等に要する経費であります。

次に、第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、令和3年度予算において計上しておりました情報伝達手段整備事業費6億441万7,000円を、津波の新たな浸水想定を発表や新型コロナワクチンの大規模接種、令和3年8月むつ市・風間浦村豪雨災害の対応などが重なったことで、事業スケジュールを見直したことにより、改めて計上しているほか、災害時用備蓄食料の購入費、防災行政無線放送施設に係る電気料等及び設備保守点検に係る業務委託料などとなっております。

また、新規事業といたしまして、市内の約1,000か所に津波の浸水の高さ等を表示するまるとまちごとハザードマップ事業費1,000万円、災害時に被害状況等を調査するためのドローンを整備する災害対策ドローン整備事業費284万6,000円、地震発生時等に被災建物や宅地の危険度を判定し、その危険度を掲示するためのステッカーを整備する災害時危険度判定事業費59万4,000円となっております。

次に、第5目消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団車両等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団第14分団に小型動力ポンプ付積載車を配備するための消防団車両整備事業費のほか、防火水槽の整備に係る費用となっております。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 83ページの第4目、災害時用備蓄品整備事業についてとまるとまちごとハザードマップ事業についてお伺いします。

1点目は、従来の備蓄品の更新のほかに、新たな追加備蓄等がありましたらお知らせ願います。

あと、2点目のまるとまちごとハザードマップ事業についてですけれども、この事業に至った経緯と、この事業はいつ頃から開始する予定なのか、その時期が決まっていたらお知らせ願います。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） まず、備蓄品につきましてお答えをいたします。従来の備蓄品に加えまして、新年度では生理用品、子供用のミルクなども重ねて備蓄をしてまいりたいと考えてございます。

また、まるとまちごとハザードマップにつきましては、新年度早々に設置箇所の検討にすぐに入りまして、地域住民の方々の意見なども参考にしながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 備蓄に関しては、私むつ市議会第248回定例会で備蓄ミルク、また紙おむつ等の導入を検討していただくように要望しておりましたので、計上していただきありがとうございます。

それでは、まるとまちごとハザードマップ事業について、2点お伺いし

ます。生活空間の中である町なかの電柱や建物等に、津波による浸水の高さを示す目印や看板等を設置するものでありますが、今後設置に当たり電力会社、また建物の家主等との契約の交渉をどのように進めていくのか、そのスケジュールが決まっていたらお示してください。

あと、設置に当たっては、先日のむつ市防災津波マップが全世帯に配布されました。低いところで、私の大曲の地区だと0.3メートル、高いところでは10.7メートルと表記しておりますが、設置基準の高さはどの程度を想定しているのか、設置する場所は何か所ぐらい予定しているのかお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） まず、スケジュールについてでございますが、新年度早々、5月頃には電力会社などとの協議を進めてまいりたいと考えてございます。

また、設置基準につきましては、基本的には浸水想定区域内でありましたら、メーター数に関係なく多くの箇所を設置してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 最後にですけれども、今回の事業は集中的に実施するのか、また段階的に設置していくのか、また住民から要望があった場合、町内会を通して了承が得られれば設置を増やす意向があるのかお伺いします。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） お答えいたします。

設置箇所につきましては、今後設置に当たりましては、例えば学校であれば学校と市が協力する、あるいは町なかであれば自主防災組織や町内会などと一緒に市が協力して設置する形を取ることを想定してございます。したがって、町内会などの地域住民の意向も反映させながら今後設置してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

設置につきましては、3か年を考えておりまして、令和4年度で約1,000か所、令和5年度、令和6年度で約500か所を想定してございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 情報伝達手段整備事業費なのですけれども、私は一般質問でも取り上げて、そして地区への説明会は1月か2月ということで説明を受けて、その後どうなりましたかと伺いを立てに行ったら、コロナで延びて

いるという話は聞きました。でも、このことについて具体的に決まっているのでしたら、どういう規模で、いつやるのかということをお知らせください。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） 情報伝達手段の説明会につきましてお答えいたします。

説明会につきましての規模は、町内会長さんを対象として行うことを想定してございます。時期につきましては、あくまでも新型コロナウイルスの状況を見ながらということと考えてございますが、なるべく早期に、できれば今月中に開催したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私の住んでいるところが山間部なものですから、地区会長の皆さんの意見というか、感想というのは、本当に津波緊急対策ということではもう皆さん分かるものの、様々な災害のことを考えると不安だという声が聞こえてくるのです。ほかのほうからこのような声は聞こえないのでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） お答えいたします。

市の情報伝達手段につきましては、これまでもご説明申し上げておりますとおり、防災行政無線の瞬時に、同時に、広範囲に情報を伝達できるという特性を生かすために、主に津波の対応として沿岸部を中心に整備することとさせていただきます。山間部につきましては、今後スマートフォンなどそのほかの情報伝達手段を活用した情報伝達の在り方をしっかりと支援してまいりたいと考えてございますし、また地域住民の方々の声も参考にしながら事業を展開してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 1点だけ伺いたいと思います。

先日津波の防災マップが全戸に配布されました。やはり新しい防災マップを作るとむつ市ということは、非常に大事なことだと私は考えています。それで、1点、今の防災マップを作る基になる地図、いつ頃のを使っているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（浅利竹二郎） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） お答えいたします。

津波のデータにつきましては、青森県が昨年3月に公表したデータを使っ

てございますが、その下にあるむつ市の地図につきましては、現在最新のものを使っておりますが、いつ時点という細かな数字はちょっとこの場ではお示しできませんので、後ほどお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） なぜこれを伺ったかというところ、地図が古いものとあまり変わっていない。実際に住宅があるにもかかわらず空き地がある、空き地になっているということになると、住んでいる方が、では実際どういうふう避難するかとか、あるいは市のほうでどういうふう把握するかというところで支障が出ると思ったので、ぜひ最新のデータに基づいて作っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（角本 力） おはようございます。それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の85ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目事務局費についてであります。これは教育委員会事務局の運営及び事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、まさかり高校医学部進学・特進コース事業費及び下北Project（学びのイノベーション）事業費となっております。また、むつ市大畑地区学校施設津波対策事業費につきましては、新たな津波の浸水想定により、その影響を最も受けるとされる大畑地区の学校施設における津波対策の在り方について、調査研究を進めるための事業費となっております。なお、前年度と比較して減額となりました主な理由といたしましては、会計年度任用職員の減に

伴います教育一般管理費及び下北 P r o j e c t（学びのイノベーション）事業費の減によるものとなっております。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールサポーター配置事業費となっております。また、86ページに移りまして、児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業費につきましては、児童・生徒が高い志を持ち、夢の実現に向かうことができるよう、学力や表現力の向上などに資する新たな視点での取組を支援するための事業費となっております。なお、前年度と比較して減額となりました主な理由といたしましては、教師用教科書・指導書購入事業費及びジュニア大使派遣事業の減によるものとなっております。

次に、第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営などに要する経費であります。

次に、87ページに移りまして、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸付けなどに要する経費であります。

次に、第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅の管理に要する経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールバス運行管理費及び88ページに移りまして、学校情報通信環境管理運営事業費となっております。また、G I G Aスクールネットワーク体育館追加整備事業費につきましては、全ての小学校の体育館に無線LANアクセスポイントを整備する事業となっております。なお、前年度と比較して増額となりました主な理由といたしましては、小学校校務用パソコン等購入費及びG I G Aスクールネットワーク体育館追加整備事業費の増となっております。

次に、第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールバス運行管理費及び市内各学校における中学校整備事業費となっております。なお、前年度と比較して増額となりました主な理由といたしましては、中学校整備事業費及び89ページに移りまして、G I G Aスクールネットワーク体育館追加整備事業費の増となっております。

次に、第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料となっております。また、地域学校協働活動推進事業費につきましては、地域と学校の連携事業や放課後子ども教室事業を一体的に実施するものでありまして、令和3年度予算までは放課後子ども教室推進事業費として計上していたものとなっております。なお、前年度と比較して増額となりました主な理由といたしましては、職員給与費及び海と森ふれあい体験館改修事業費の増となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、90ページに移りまして、中央公民館改修事業費となっております。これは竣工から29年が経過している空調設備を更新するものとなっております。

次に、第3目図書館費についてであります。これは図書館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、図書館奉仕員費となっております。また、図書館ICT化事業費につきましては、お待たせしない図書館を目指し、全ての書籍、資料をICタグ化し、貸出し処理の時間短縮を図ること、またタブレット端末を導入し、その場で相談に応じるなど、市民の皆様の利便性の向上と業務改革を一体的に行うものとなっております。

次に、91ページに移りまして、第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費となっております。

次に、第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、下北自然の家指定管理料となっております。また、下北自然の家改修事業費につきましては、非常用照明設備及び防火扉の改修工事となっております。なお、前年度と比較して増額となりました主な理由といたしましては、下北自然の家改修事業費の増となっております。

次に、92ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目学校保健費についてであります。これは児童・生徒、教職員の健康診断やけがなどの見舞金などに要する経費であります。

次に、第3目学校給食費についてであります。これは児童・生徒へ学校給食を提供するための調理場の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業費となっております。この(仮称)むつ市防災食育センター建設事業費につきましては、平時は学校給食を提供し、災害時には炊き出しなどの防災機能を有する施設でありまして、令和4年度は実施設計、地質調査及び測量業務を行うものとなっております。なお、前年度と比較して減額となりました理由といたしましては、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業費の減となっております。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(浅利竹二郎) 民生部長。

○民生部長(杉澤一徳) おはようございます。それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の92ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは担当職員の給与費のほか、スポーツの推進や、各種団体の育成や支援などに要する経費及び令和8年度に開催される国民スポーツ大会準備事業などに係る経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体への補助金、国民スポーツ大会の準備に要する経費などとなっております。前年度と比較して2,495万9,000円の増となっておりますが、主な要因といたしましては、国民スポーツ大会セーリング競技会場整備のための設計業務委託の増によるものであります。

次に、93ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは川内体育館、大畑体育館を除いた体育施設の整備や管理、利用促進に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場の指定管理料、大畑中央公園の指定管理料、むつ運動公園改修事業に要する経費のほか、各体育施設の管理費などとなっております。前年度と比較して2,561万円の減となっておりますが、主な要因といたしましては、むつ運動公園改修事業などの新規の事業を計上しておりますものの、釜臥山スキー場第1スキーリフトかけ替え工事やふれあいスポーツパークスコアボード改修工事、大畑中央公園受電設備更新工事などが終了したことによる工事請負費の減によるものであります。

次に、第5目体育館管理費についてであります。これは川内体育館及び大畑体育館の維持管理に要する経費となっております。前年度と比較して130万7,000円の減となっておりますが、主な要因といたしましては、大畑体

育館の競技場照明電球交換業務が終了したことによる委託料の減によるものであります。

次に、第6目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは青森県との協定に基づき、市が防災緑地と大平マリーナ緑地の維持管理を行うために要する経費となっております。

次に、94ページに移りまして、第7目おおみなと臨海公園管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパーク及びむつマエダアリーナの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、両施設の指定管理料及びしもきた克雪ドーム内のバックネットウインチ電動化工事に要する経費などとなっております。

なお、おおみなと臨海公園管理費の新設により、ウェルネスパーク管理費、むつ市総合アリーナ管理費を廃目としております。

以上が第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） すみません、恐縮です。85ページの第2目事務局費の、一般質問の続きみたいになって恐縮なのですが。むつ市大畑地区学校施設津波対策事業費の部分なのですが、この10万1,000円が高いのか、安いのかというのは、私も何とも判断つかないところなのですが、おおむね今年度はいろんなお話を聞いたりとか、それで進めていくものかと大体予想つくのですが、来年度の1年の主なる事業内容と、移設、新築、統合、いろんな形があらうかと思うのですが、大体何年ぐらいで完結させようと思っているのか、その2点についてお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） お答えいたします。

むつ市大畑地区学校施設津波対策事業につきましては、令和4年度につきましては、東日本大震災の知見を持った有識者等を招いての懇談会等を開催し、津波に対する防災意識の向上を図りながら、今後の方向性について研究してまいりたいと考えております。

そして、統合した場合とか、建設する場合という話になりますけれども、もし建てるといった場合には、平均的に5年程度の年数がかかることとなりますので、まずは懇談会で意見を集約していくと。その後で方向性について踏まえた上で今後を見定めていくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） おおむね大体その程度でしょうねと思うのですけれども、令和4年度は有識者を招いての津波のあれと、津波の知識を得るということですが、津波の知識を得るといっても、例えば移設にしてもいろんなパターンがあろうかと思うのですけれども、地域の人ですとか、当該関係者の方々とのお話も、その時期の、完結する5年くらいの中には含まれているのでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） この懇談会につきましては、当然ですが、地域の方々もお招きしての懇談会ということで予定しておりますし、従来から大畑地区の統合という形で正津川地区のほうともそういった地区の懇談会というものは進めておりましたので、その延長線上でそういった形で進めていくという形を予定しております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 2点質疑いたします。

まずは87ページ、第1項第5目学校管理費の中のコミュニティ・スクール事業費について伺います。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度ですが、むつ市の学校では何校この制度を現在実施しているのか、またこの事業費233万1,000円ですが、主に何に使用しているのかお聞きいたします。

2点目に、同じく87ページ、第2項、第1目小学校管理費ですが、今年度で、あと2週間ほどですが、廃校になる二枚橋小学校の管理費が計上されているのかお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） コミュニティ・スクールにつきましては、市内の全ての学校がこちらの学校運営協議会を実施しております。年間でおおむねそれぞれ1学期に1回程度、3回程度の開催を現在しております。新年度につきましてもそういった運営協議会の開催を3回程度持つということで予算として計上しております。

2点目の二枚橋小学校の管理費につきましては、閉校となりました後につきましても、かかる経費というものは残っていきますので、その部分については計上しているということをご理解いただきたいと思います。

事業費の内訳ですが、運営協議会を開催する場合には、費用弁償ですとか報酬とか、そういったことが内訳としてございます。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） コミュニティ・スクールのほうは分かりました。

2点目のほうの二枚橋小学校のほうなのですけれども、管理されているのであれば来年度から、例えばイベントなどでこの二枚橋小学校を借りたいとかという場合、どちらのほうに連絡をすればいいか、1点お伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 管理につきましては、引き続き教育委員会総務課と、あとは大畑公民館のほうでも行っていきますので、そちらのどちらかに話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 3点質疑させていただきます。

まず、ジュニア大使派遣事業についてであります。令和4年度のみ中止となるのか、当面の間実施しないか、その辺りの見通しについてお伺いいたします。また、代替事業等は計画されているのかも併せてお伺いいたします。

次に、86ページの学校危機管理マニュアル策定事業についてであります。策定の流れについてと、策定に当たってはどのような委員の構成で行われるのかお伺いいたします。

次に、87ページ及び89ページの学校ホームページ保護者専用機能追加事業についてであります。具体的にこの機能によってどのようなことが可能となるのか、また現状ホームページそのものが整備されていない学校もあると思いますが、全学校統一的な運用となるのかお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

まず、ジュニア大使派遣事業についてでございますが、コロナ禍の影響により昨年度、そして今年度と派遣を見合わせております。令和4年度に関しましても、まだ先が見通せないということで、先方の担当者と協議を続けてまいりましたが、派遣が難しいということで一致し、来年度の派遣は見送る方向で進めております。それ以降につきましては、コロナ等の状況も踏まえ、先方の受入れ状況も踏まえながら実施の有無について検討してまいりたいと考えております。

代替の事業につきましては、児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業の中で、秋田市にあります国際教養大学が実施しているEnglish Villageに参加するということで、オールイングリッシュチャレンジということで実施を計画しております。

続きまして、危機管理マニュアルについてでございますけれども、平成19年

度に初版を策定し、平成29年度に改定しておりますが、さらに安全教育の充実を図るために第3版ということで来年度策定し、学校に配付することにしております。

委員の構成につきましては、学校関係者4名、PTA関係者1名、そのほか学校安全に関する各行政機関関係者4名の計9名で構成する予定となっております。3回程度の委員会を開催し、原案を示しながら、委員の皆様のご意見を踏まえ改定をしていくということにしております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 3点目の学校ホームページ保護者専用機能追加事業についてお答えいたします。

現在学校のホームページは、市のホームページと同様に不特定多数の方が閲覧できますことから、保護者以外に知られたくない情報などは掲載することができないという状況でございます。本事業におきまして、保護者のみが情報を受け取ることができるようにするための機能を追加するという事業になっております。

具体的に申しますと、現在保護者に対しまして紙媒体で配付されている印刷物、例えば学級便りですとか、学年便り、参観日のお知らせといったものも含めてですけれども、そういったものについてホームページ内で情報を提供することが可能となっております。教職員にとりましては、印刷物等の業務について負担軽減が図られまして、用紙代の軽減も見込まれます。そして、保護者にとっても、児童・生徒が配付物を紛失することなどから、学校からの情報を得られないといった事案も減少するのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 学校ホームページ関係について再度質疑いたします。

これまでの紙ベースの配付物が必要最小限になるという認識でありますけれども、整備が整うと一気に移行するのか、それとも紙の配付と併用して移行期間を設けて進めていくのか、この点について再度お伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） この事業につきましては、まずは校長会等で学校関係者のほうには、こういう事業を行いますよということで周知してまいりたいと思っております。そういった中で、ホームページを見られない家庭というのも若干おられると思っておりますので、全くなくなるという

わけではなく、だんだん移行していくということで捉えていただければなど
思っております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、87ページの第5目校務管理費の医療的ケア児童生徒就学支援事業の
関係なのですが、この支援内容と現在の実情というものをお知らせください。

続きまして、87ページと89ページにわたるのですが、小学校、中学校です
ね、今回一般質問のほうで要望をさせていただきました体育館の端末の整備
なのですが、これはいつから始まり、いつまでに終わり、いつから運用する
のかお尋ねいたします。

そして、続きまして、その同じページなのでございますが、小・中学校、
これもまた共通しておるのですが、小・中学校の学校校務用パソコン等更新
事業というのですが、これはただ単に更新をするだけなのか、それとも各学
校の統一性を持った更新事業なのかお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） まずは、大学医学部就学資金につ
いてということで1点目でございますが、こちらの助成実績でございますが
……

（「聞いてない」「医療的ケア児」の声あり）

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 失礼いたしました。申し訳ござい
ませんでした。医療的ケア児の対象ということですが、こちらのこと
につきましては、対象者が特定されてしまいますので、どのくらいというの
を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、体育館の整備事業についてご説明いたします。こちらにつき
ましては、来年度中に全ての市内小・中学校の体育館のほうを整備して、年
度末までにはこちらのほうを完了するというご理解いただきたいと思います
です。

校務用パソコンの更新事業ということでございますが、これは従来から活
用しておりました職員室で使っているパソコンがございましたので、そちら
を更新するというものになっております。統一的に、市内全域同じものをし
ていくということでご理解いただきたいと思います。

（「課長、ケア児のほうは、支援の内容という

質疑をしているけれども」の声あり）

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 失礼いたしました。医療的ケアの

支援内容ですけれども、たん等の吸引というものについて、看護師等を派遣してケアしていくというものになっております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 何かあちこち行ってしまったので、ちょっとあれだったのですけれども、まず医療的ケア児の関係なのですが、様々な形での、特定されるということで、実情というのはお話しはいただけなかったのですが、これはきっちりした形でやっていかないと、これからどんどん増えていくと思うのですが。

先ほどの体育館に関しましては、来年度中ということで、運用は来年度末からということになるお話だったのですが、取りあえず体育館だけでもというお話をさせていただいた以前の質疑の中でもあったのですが、どんどんこれからデジタルが始まっていくと思うので、もう少し早い工事というものを考えることはできないのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 実際こちらの整備につきましては、学校によっては先に整う学校と後になってしまう学校ということで、前後はあるかとは思っておりますが、大きな事業ですので、それぞれの学校ごとに行っていくということになりますので、全部が終わるのが年度内で完了するというご理解いただければと思っております。

○委員長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（角本 力） 先ほどの佐藤広政委員お尋ねの医療的ケア児の部分について、課長の答弁にちょっと補足させていただきますけれども、これは当然その言葉のとおり、医療的ケアが必要な児童に対して訪問看護師などを学校のほうに派遣しましてフォローをしていくというところであります。そして、先ほど課長からありましたように、例えばたんの吸引ですとか、そういうものがございますし、あとは例えば糖尿病とかでインシュリンの注射とか、そういう医療全般に関して必要なケアを実施していくための経費ということで、市内の訪問看護事業所、こちらのほうとそれぞれ契約する形で事業を進めていく予定となっております。

そして、課長のほうから該当者が特定されるのでという話があったのは、これは極めて限定的な部分で対応させてもらっていますので、そういうことをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 佐藤広政委員。

- 委員（佐藤広政） 大変丁寧な説明ありがとうございました。先ほど体育館の整備に関してなのですが、できた学校からやっていくという、できればそういうことがないようなほうが、本当は子供たちの教育環境の平等という形で整える中では、それもかなり必要なのではないかなとは思っていますので、ぜひ実施、開始等を平等にするような形を取るようなところで予算の執行をしていただければなと思います。

以上です。

- 委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

- 委員（濱田栄子） 2点質疑いたします。

85ページの第1項教育総務費第2目事務局費、下北Project（学びのイノベーション）事業費、今年度500万円の事業内容をお知らせください。それから、それに期待される効果についてお伺いいたします。

もう一点、91ページの第4項社会教育費、第4目文化振興費ですか、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費の令和4年度の事業予定についてお知らせください。

- 委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 下北Projectに係ります新年度の事業計画ということでお答えさせていただきます。

まずは、東京大学はもとより首都圏の主要な団体と連携し、各種スポーツ分野においてプロ選手等の招聘をいたしまして、児童・生徒及び指導者に対する講習会等を開いていくというものになっております。そして、下北から難関大ということにつきましては、引き続きまさかり寺子屋、こちらコロナの関係で今年度は実施できませんでしたけれども、こういった形のものも予定してまいりたいと思っております。

そして、芸術部門に関しましては、プロの演奏家等による子供たちの楽器の演奏指導というものも予定しているところでございます。こちら等につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にもよりますけれども、実際にこちらに訪れていただいて、直接指導を受ける場面と、あとはリモート等の環境を活用して指導を受ける場面とのベストミックスということで予定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（浅利竹二郎） 生涯学習課長。

- 教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 二枚橋出土品についてご説明します。

平成24年9月6日に国の重要文化財に指定された1,308点のうち、経年劣

化による石器や土器の接合部分等の修理、復元を行います。対象となる320点を平成25年度から令和12年までの18年間で実施します。令和4年度は30点、土製の釜の修理を予定しております。

○委員長（浅利竹二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。下北Projectにおきましては、スポーツ、芸術、それから勉学の分野、3分野に分けて体験をさせたいということで、よい事業ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

二枚橋遺跡ですけれども、あと皆さんに啓蒙するための展示等については考えていないでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） お答えします。

二枚橋の出土品については、重要文化財でありますので、文化庁との協議が必要となります。ですが、今年度1度、展示のほうをチャレンジしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。1,308点は重要文化財に指定されておりますけれども、そのほかに国道を整備するときに出てきました土器がたくさんありまして、青森県の埋蔵センターで保管しておりますので、そういったところも活用しながら皆さんにご提示いただければなと思います。終わります。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 93ページの体育施設管理費のところでお聞きしたいと思います。

まず、スキー場のことなのですが、スキー場は指定管理団体、指定管理施設になっていまして、その指定管理施設に他の予算を計上するというのは多分異例でありまして、ちょっと疑問に思ったので、教えてもらいたいと思います。まずは、スキー場施設費、これ指定管理料とまた別のお金を出す予定になっていきます。もう一つは、釜臥山スキー場整備事業費、これは何をするのか。あとは釜臥山スキー場活用促進事業費、スキー場整備費と活用促進事業費はぴったり500万円ずつで何だろうなと思ったので、教えてください。

もう一つ、むつ運動公園改修事業費ですけれども、運動公園の改修または更新をしていただくのは大変ありがたいことなのですが、毎年のよう

に工事してしまして、使用するのに結構不便なときがあります。なので、今回は具体的に何を改修するのかを教えてください。

○委員長（浅利竹二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

まずは、スキー場施設費について、指定管理料のほかに計上しているものなのですが、こちらのほうにつきましては、指定管理料以外の修繕や備品の購入等に当たるものの予算を計上しております。指定管理の中では、30万円以上の修繕費につきましては市のほうでの対応になりますので、そのようなものを計上しております。

続きまして、むつ市釜臥山スキー場整備事業500万円の計上しているものにつきましてはですが、こちらのほう今年度釜臥山の第1リフトかけ替え工事が終わりました、かなりの利用があります。ですので、今後またスキー場の利便性向上に努めるための経費として計上しております。

続いて、むつ市釜臥山スキー場活用促進事業500万円についてですが、こちらは今年度一応新しいリフトができましたので、第1リフトの利用促進を図るためにイベントを計画しておったのですが、新型コロナの影響で中止しておりました。来年度も引き続き第1リフトを盛り上げるためのイベントを行いたいと思ひまして、計上しております。

続きまして、運動公園の改修事業についてですが、委員おっしゃるとおり、毎年整備はしておりますが、次年度の整備の内容といたしましては、テニスコートの全面改修を考えております。そのほか、隣にあります児童公園のコンクリート遊具を撤去して新設することを考えております。そのほか、陸上競技場のフィニッシュレコーダーという写真判定測定器、こちらのほうが耐用年数が過ぎて、もう修理の備品がありませんので、こちらの新たな買換えを計画しております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） スキー場の設備費と活用促進事業は、リフトが新しくなったのでというふうなことでありましたが、何で一緒ではないのですか。改修するとか、設備を直すとかということで、わざわざこうやって分ける理由が分からなくて、その説明も、では修繕が何を修繕するのかとかあるではないですか。その説明をお願いします。

スキー場の活用促進事業はイベントということでありましたが、そもそも指定管理施設のイベントは指定管理団体が企画してやるものだというふうに理解していましたが、わざわざこうやって予算を計上する理由について教え

てください。

○委員長（浅利竹二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

来年度のスキー場施設費の修繕の内容ですけれども、毎年にはなるのですが、ちょっと老朽化が進んでおります圧雪車の整備、点検、それに伴います修繕費というものを計上しております。260万円ほど計上しております。そのほか、スキー場に上がっていく道路の除雪、水源地公園のところから釜臥山スキー場の駐車場まで上がる道路の除雪、市内の道路と一緒にやっただいているのですが、スキー場という環境上、雪がかなり積もっているときもありますので、利便性向上のために除雪を追加で出しております。それ以外が、パトロール用のスノーモービル1台を新規で購入する計画となっております。

スキー場整備費、スキー場整備事業がなぜ別々なのかなのですけれども、イベントのほうをちょっとソフト事業として新規で計上しておりましたので、別事業として立てております。スキー場整備費、ハードのほうは今年度の第1リフトの改修工事に引き続きのスキー場の整備に係る部分でしたので、このように計上しております。

先ほどあと答弁漏れがあったのですけれども、運動公園の改修の時期なのですが、テニスコートですので、当然4月から11月まで各種大会やテニス協会さん、あとスポーツ少年団さんの利用がありますので、そういう利用と時期をずらした時期に工事を入れる予定で進めております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） スキー場施設の件で、圧雪車のことはたしか私何回か過去に予算か決算で質疑したことあると思うのですけれども、今のスキー場は圧雪車がないと、もうほとんどお客さんが来ない、ゲレンデ整備ができないスキー場にはお客さんが来ないということにほとんどつながってしまっていて、圧雪車の更新は、更新というか、むつ市はなぜか修理ばかりして新しいのを買わないのです。毎年修理代に何百万円もかけるよりだったら、新しいのを買って、それを長もちさせたほうが私はいいと思っています。今回の予算のこのやり取りで、新年度にどういうふうに考えるかというのを参考にさせていただきたいと思いますが、維持費がかかるとか、修繕だけで持ちこたえさせるというよりだったら、新しいものに買い換えたほうが私はいいというふうに思いますので、ぜひどういうふうに考えるのかお答えをお願いしたいと思います。

もう一つ、繰り返しますが、体育施設管理費でイベントを企画するという意味があまり理解できません。そもそももう一回最初に戻りますと、指定管理団体が施設管理の中でイベント、またはいろんな行事をして使用料収入を上げていくというふうな仕組みになっているはずですが、わざわざ別計上でイベント代として500万円計上している考え方を教えてください。

○委員長（浅利竹二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） 圧雪車につきましては、ありがとうございますという言い方もおかしいのですが、当方でも新しいものを整備する時期がそろそろ来ているかなと思います、何分高額なものですので、まずは財源確保、収入のほう、歳入のほうを見ながら我々のほうでも計画していきたいと思います。

実際釜臥山の第1スキー場、傾斜がかなり厳しいというものと、1台で圧雪してありまして、ノルディックコースのほうも圧雪してありますので、1台で動いている面積がかなり多いので、老朽度が激しくなっていて修繕費が高額になっているものと考えておりますので、次年度以降検討させていただければなと思っております。

スキー場の利活用の促進事業について、ソフトのイベントを指定管理者のほうで計画すべきというのはごもっともなお話かとは思いますが、今回も計画しておったのがプロのスキーヤーを招聘いたしまして、小・中学生のスキーに携わっている子供たちへの指導という観点も考えておりましたので、そういう意味で市のほうで意思を持って行いたいと思っておりますので、ご理解いただければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 1点質疑いたします。

87ページ、第1項教育総務費の第5目学務管理費のむつ市大学医学部就学助成金についてですが、こちら助成条件として医学部卒業後、市内の病院での一定期間勤務するなどの条件とかつけているのか、そちらのほうをお聞きします。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 大学医学部就学助成金につきましては市内の高等学校を卒業した方で、大学の医学部医学科に入学して就学する方、こちらに対しまして年額50万円ということで助成しておりますので、どこにということではございません。

以上でございます。

- 委員長（浅利竹二郎） 杉浦弘樹委員。
- 委員（杉浦弘樹） では、なぜこういった条件つけないのか、お聞きします。
- 委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） そちら、大学進学後に必ずしもむつ市内の病院に勤務ができるかというところにつきましては、大学のほうの意向というものもあると思いますので、そちらのほうがすぐにこちらのほうに戻ってこられるかどうかというのは、それ以降の就職先というものもございいますので、なかなかちょっと条件として加味することも難しいのではないかなと考えております。
- 委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。
- 委員（原田敏匡） 1点お伺いします。
- 88ページの小学校等施設解体・備品処分事業費ですが、こちら教育費ではなかなか町内会に全額補助というケースが珍しいと思うのですが、この事業に至った経緯と、あと説明の中には解体という文言も含まれていますが、補助金のほかに解体事業もあるのかどうか、まずお伺いいたします。
- 委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 本事業につきましては、閉校となりました旧中野沢小学校の備品庫、こちらを保管する備品保管庫につきましては、中野沢地区の町内会に補助金を支出するというものになっております。こちらのほうは、閉校から町内会、閉校時点からの要望事項であったものでございますので、このタイミングで応えるということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。それ以外の支出というものはございません。
- 以上でございます。
- （「解体は」の声あり）
- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 解体についてもございません。
- 委員長（浅利竹二郎） 原田敏匡委員。
- 委員（原田敏匡） 小学校の備品を町内会が管理したいという意図があまりびんとこないのですけれども、その辺はどうなのでしょう。その小学校の、閉校した小学校の備品を町内会で何かしら毎年活用しているのかどうか、その辺のつながり性がどうなのかお答え願います。
- 委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 中野沢小学校の備品といいますか、こちらはもともと学校内に保管してございました写真ですとか、そういったものがずっと置きっ放しになっているといったものについて、その保管庫に

移し替えて、そちらのほうで町内会の思い出として活用していただくというものになっております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 質疑の回数がありますので、あれですけれども、そうすると小学校自体のもともとの備品ではなくて、その学校に何か町内会のそういった関連したものを、もともと保管していたものを保管するという意味合いですか。小学校の例えば机とか、そういった小学校で使っていた備品を保管する倉庫ではないということでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 今回保管するものといいますと、机とか椅子といったものではなくて、校長室にあった写真ですとか、そういったものを今後の記録として残しておきたいということでの要望がありましたことから、今回こちらのほうで保管していくというものになっておりますので、どこの学校にもある机とか椅子をそのまま移すというものではないということでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、11時20分まで暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） おはようございます。それでは、第11款公債費についてご説明いたします。予算書の95ページをお開き願います。

まず、第1項第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債などで借入れした長期債の元金償還金であります。前年度と比較し減額となった主な理由は、借換債の減額によるものであります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に係る利子の支払いであります。前年度と比較し減額となった理由は、利率の高い起債の償還が終了したことによるものです。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 借入利率の高い分は、ほとんど借換えしてきていると思いますけれども、現在利率が一番高いというふうなパーセント、できたら伺います。

○委員長（浅利竹二郎） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

現在の利率についてでございますけれども、借入利率が0.35%程度となっております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 当初もっと高い部分が結構あったとっておりますけれども、ほとんど借換え、借換え、新たに古いものから新しくというふうな形で経過してきているという認識でよろしいのか、その点伺います。

○委員長（浅利竹二郎） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

現在借換えをしているものは、民間の金融機関から借り入れているもので、長期のものについては10年で借換えをするという契約になっておりまして、それに基づいた借換えとなっております。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。

第1項第1目公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業及び上下水道局所管の水道事業会計並びに下水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金であります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、防災安全課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） 第9款消防費の佐藤武委員のお尋ねに答弁漏れがございましたので、追加でお答えさせていただきます。

防災マップに使用している地図につきましては、令和3年6月に国土地理院から発行された地図を使用して作成してございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） これで防災安全課長の発言を終わります。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 歳入のうち、第1款市税についてご説明いたします。予算説明書の12ページをお開き願います。

初めに、総括的な部分について申し上げます。市税総額は57億5,855万4,000円を計上しております。これを前年度と比較しますと、金額では8億4,320万4,000円、率にして17.2%の増となっております。予算の積算に当たりましては、令和3年度の決算見込みを基に、税制改正による影響及び景気経済動向等を加味して求めた調定額に徴収率を乗じて予算額を積算しております。

なお、徴収率については、現年度課税分を98.9%、滞納繰越分を14.7%、

全体では95.5%の見込みとしております。

続いて、14ページに移りまして、税目ごとにご説明いたします。まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ2億7,168万1,000円、率にして11.1%増の27億2,774万7,000円を計上しております。内訳といたしまして、第1目個人市民税は給与所得の増を見込んだことから、前年度に比べ2億343万9,000円、率にして9.3%の増としております。第2目法人市民税については、法人の収益の増加による増を見込み、前年度に比べ6,824万2,000円、率にして26.4%の増としております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地は地目の見直しによる増を、家屋は新築家屋及び新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置の終了による増を、償却資産についても当該軽減措置の終了による増を見込み、全体では前年度に比べ5億2,725万5,000円、率にして32.2%増の21億6,297万6,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。旧税率から新税率への移行及び環境性能割の特例措置の終了により、前年度に比べ1,019万円、率にして6%増の1億8,087万8,000円を計上しております。

次に、15ページの第4項市たばこ税についてであります。税率の改定による増を見込み、前年度に比べ1,339万9,000円、率にして2.6%増の5億2,423万円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。土地の地目の見直し及び新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置の終了により、前年度に比べ2,064万円、率にして14.7%増の1億6,117万2,000円を計上しております。

最後に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ3万9,000円、率にして2.6%増の155万1,000円を計上しております。

以上が第1款市税についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、私からは市税を除く歳入についてご説明いたします。予算書の15ページの下段からとなります。

第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び次の16ページの第2項自動車重量譲与税、共に市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものであります。また、第3項森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備やその促進に関する費用として交付されるものであります。地方譲与税は、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、17ページに移りまして、第6款法人事業税交付金についてであります。これは令和2年度から法人住民税、法人税割の税率が引き下げられたことに伴い、市町村の減収分を県が市町村に交付するもので、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてであります。これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてであります。これは市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地、建物、工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されるものでありまして、前年度交付見込額を勘案し計上しております。

次に、17ページから18ページにかけての第10款地方特例交付金についてであります。まず第1項第1目の地方特例交付金であります。これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補填するための個人住民税減収補填特例交付金であります。また、18ページの第2項第1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新規取得設備に係る固定資産税の軽減措置による市町村の税収減収分全額が交付されるものです。前年度と比較し減額となった主な理由は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、令和3年度課税の1年分に限って実施された中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置が終了

したことから減額となったことによるものです。

次に、第11款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数などを算定の基礎として交付されるものでありまして、前年度交付見込額及び伸び率を勘案し計上しております。

次に、18ページから19ページにかけての第13款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保育児童保護者負担金等であります。前年度と比較し減額となった主な理由は、第1項保育児童保護者負担金が減額となったことによるものです。

次に、19ページから20ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。これは福祉施設、斎場、市営住宅等各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理など各種行政サービスに係る手数料が主なものであります。前年度と比較し減額となった主な理由は、第1項使用料、第7目教育使用料で、体育施設使用料のうち、むつマエダアリーナが市直営から指定管理施設へ移行に伴うもののほか、20ページの第2項手数料、第3目衛生手数料で、一般廃棄物処理手数料が減額となったことによるものです。

次に、20ページから23ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金であります。前年度と比較し増額となった主な理由は、22ページ、第5目土木費国庫補助金のうち、(仮称)田名部まちなか団地整備事業等に係る社会資本整備総合交付金の増のほか、第10目デジタル田園都市国家構想推進交付金の増によるものであります。

なお、第2項国庫補助金のうち、23ページ、消防費国庫補助金が廃目となっております。これは、当該補助金を活用したむつ市防災ハザードマップ配布事業が完了したことに伴うものであります。

次に、23ページから27ページにかけての第16款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金であります。前年度と比較し減額となった主な理由は、第2項県補助金のうち、26ページの廃目となりました原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が減

となったことによるものです。

なお、第1項県負担金のうち、24ページ、総務費県負担金が廃目となっております。これは、当該負担金を活用した東京2020聖火リレー事業が完了になったことに伴うものであります。

次に、27ページから29ページにかけての第17款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛などの貸付けに係るもののほか、市有地、立木等の売払いに係るものであります。

次に、第18款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金であります。前年度と比較し増額となった理由は、まち・ひと・しごと創生寄附金が増となる見込みとなったことによるものです。

次に、第19款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰入れと特別会計からの繰入れであります。前年度と比較し減額となった主な理由は、第1目関根浜沿岸漁業振興基金繰入金が増額となったものの、30ページの第8目新希望のまち基金繰入金が減となったことによるものです。

なお、第1項基金繰入金のうち、30ページ減債基金繰入金が廃目となっております。

次に、30ページから32ページにかけての第20款諸収入についてであります。これは奨学金貸付金元金収入のほか、一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入及び他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入などであります。前年度と比較し増額となった主な理由は、31ページの第4項受託事業収入、第1目総務費受託事業収入の増によるものです。

次に、33ページから34ページにかけての第21款市債についてであります。第1目総務債のうち、臨時財政対策債は地方財政計画の増減率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業の財源として発行するものであります。前年度と比較し減額の主な理由は、各目にわたり借換債が減額となったことによるものです。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の388億1,000万円となりました。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 19ページになります。1点だけお聞きします。

使用料のところでは水産物処理加工施設使用料68万3,000円、今回の定例会の条例にも出ていますが、このたび公の施設として加工センターを運用開始するということは別の議案ですので、そのところは違うところでやる話でいいのですが、経費を、維持費ですね、約1,000万円をかけて収入が68万円しかないというふうな、こんな施設を本当に行政が運営していいのかどうか、財務担当課でどういうふうに考えているのか、ちょっと先にお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅利竹二郎） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） まず、経費の部分についてでございますけれども、これは公の施設として担当部署のほうから必要性があるということで歳出予算を計上しております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 言われたから計上しているということの話だと、そもそも財務担当課はいろんな部署からこういうのをやりたいのだけれども、こういうことをするために予算をつけてほしいとお願いをされて、それで削るわけですね、もっと少なくしてもらえませんか、それは出せません。この施設については、さっき言いましたけれども、歳出、係る経費があまりにも多過ぎて、1,000万円が少ないのいうのだったら怒りますけれども、1,000万円かけて68万円しか使用料収入が出ない、住民の福祉の向上または民生安定、どこに該当するのですか。雇用でしょう、雇用の確保が目的だと言っていましたよね。雇用を確保するために幾ら歳出するのですか、お金ないと言っているのに。ということを財務担当課でどういうふうなやり取りをしたのか教えてくださいと言っています。

○委員長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） すみません、先に経済部のほうからお答えさせていただきます。

この運営につきましては、およそ900万円ほどの歳出を予算のほうに盛り込んでおりますが、その内訳でありますけれども、電気料とか水道、上下水道料がおよそ900万円近くになっておりまして、それ以外につきましては使用者から実費として徴収するということでありますので、これが全て市の負担ということにはならないということで、ちょっと補足のほうをさせていただければと思います。

○委員長（浅利竹二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） その実費で負担する額は、歳入のどこに計上されるので

すか。

○委員長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 雑入のほうでの収入になりますので、こちらにはちよっと見えてこなかったもので、申し訳ございませんでした。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 補足させていただきます。32ページの第20款諸収入第5項雑入、第4目雑入の光熱水費外というところに計上させていただいております。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） ありがとうございます。財務担当課に先ほどから何回も聞いているのは、施設の運営について歳入と歳出のバランスがこれほど開いている施設のお金の出し入れについて、財務担当課でどういうふうな感想を持っているのかということ聞いています。

○委員長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

予算の査定に当たりましては、その真の事業の必要性というものを十分に考えながら査定しているところでございます。今回につきましても、これまでの中で雇用というところもございまして。経費というのももちろんありますが、地域経済、また先ほど言った雇用というところを総合的に判断して、今回の予算の措置はさせていただいたということですので、ご理解賜りたいと思います。

（「委員長」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 斉藤委員……

（「本当に最後で終わります」「認めるな」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 一応規定でありますので、これで終わります。

ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 22ページ、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第10目デジタル田園都市国家構想推進交付金、これの交付に至るまでの経緯についてお聞きいたします。これ全員手を挙げたから対象になるというわけではなかったと思いますけれども、こういった動きによって、これ交付されるようになったのかお知らせください。

○委員長（浅利竹二郎） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

国におきまして、デジタル田園都市国家構想ということで示されまして、それでこちらのほうから国のほうに提案を申し上げまして、事業の見込みが立ったものについて予算計上をしております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 第16款県支出金について、確認の意味でお尋ねいたします。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、舌をかみそうな名前ですけれども、これが廃目になりました。たしか3年間で10億円という約束なので廃目になったということで、もう理由は明らかにはなっているのですけれども、このそもそもの交付金の目的というか、理由についてまずお伺いします。

○委員長（浅利竹二郎） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（菊池 円） お答えいたします。

こちらのほうの原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金のまず交付対象ということですが、原子力発電施設等の稼働状況等が相当変化した県のほうに交付されまして、それがむつ市のほうに交付されていたものでございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私もちよっと調べたところ、使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始時期の延期が繰り返されているという、そのことに対する3年間で10億円の交付金ということ、その期限が切れたということで減額になりましたけれども、減額になって令和4年度の原発核燃関連交付金の合計は結果的に幾らになるのでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（菊池 円） お答えいたします。

原子力発電施設に係る交付金等の令和4年度の予算総額は19億6,923万8,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 1点だけ、一番最初の市民税についてちょっと伺います。

基本的な考え方ですけれども、先ほどの説明でいきますと、トータルで2億7,000万円ですかの増という形で見込んでおりますけれども、このコロナ

禍において、その増の基本的な考え方というのを、まずその点伺います。

○委員長（浅利竹二郎） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

令和4年度の個人住民税が増となっている基本的な考え方でございますけれども、令和3年度の予算作成時におきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響を最大に見込んで少なく見積もってございます。しかし、実際のところ令和3年度の決算見込みが増額になってございましたことから、そのものをベースとして令和4年度を積算したものでございます。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） そうすれば、普通の考え方でいってもある程度給与所得者、市内でいけば例えば公務員、そしてまた自衛隊の国家公務員とか、そういう人たちの増加は当然のことで見込めるわけですがけれども、法人なんか、要するに会社関係でいけば、ある程度の収益は見込めるというふうな市内の状況なわけですか。その点について伺います。

○委員長（浅利竹二郎） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

民間の給与収入につきましても、令和2年度から令和3年度におきまして増額となっておりますことから、令和4年度も若干の増を見込んでございます。

法人につきましても、予算的には増加を見込んでございますが、実際のところ、令和3年度の収入見込みからは令和4年度は減で見込んでございます。予算ベースと決算ベースで若干見込みの仕方が違いますことから、そのことをご理解賜りたいと存じます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 先ほどの濱田委員と同じ質疑になるのですがけれども、デジタル田園都市国家構想推進交付金、その予算ですけれども、新しい科目なので、ちょっと改めて確認させていただきます。先ほどの答弁だと、例えば住民の数とかのそういった均等割ではなくて、あくまで市で事業を積み上げたものを申請した、金額を申請してついた額だというふうに受け取ったのですが、その認識でよろしいのか1点と、あと今後この枠は補正でまた国のほうで追加で申請を受け付けて増額される見込みがあるのかどうかだけお伺いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

この事業、交付金ですけれども、各自治体ごとに5事業まで、そして各1事業2億円までという上限がございまして、市では総事業費といたしまして2億8,645万7,000円、16の事業を上げております。そして、交付される額が1億2,986万円となっております。

今後の補正につきましては、まだ何も示されておりませんので、今のところ分かっておりません。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第20号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（2番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算案に一部反対いたします。

新年度の一般会計予算案は、規模で過去最大の予算となっております。「活力あるむつ市の創生」、「危機管理・防災力の向上」「教育・子育て環境の向上」と5つの柱を掲げ、48の新規事業が示されましたが、その新規事業の多くはデジタル関連事業となっております。予算の特徴は、金谷公園を中心としたまちづくり事業、田名部まちなか団地整備事業と大型ハード事業が特徴です。歳入を見ると、原発施設関連の県の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が令和4年度から廃目となり、3億円以上削減されます。これらの交付金は、いつまでも続くものではありません。

当市は、アツギむつ工場の閉鎖を目前にし、またコロナの感染症の拡大も高止まりし、国際情勢も絡む食料品、灯油等の生活必需品が高騰しています。

来年度予算案は、何よりも市独自の暮らし応援の事業が求められている中で、予算の中では具体的に見えてきていません。新しい産業をつくるというもの、農林漁業等の職員配置も減らされています。

コロナ禍の中でも頑張っている市政の姿は見えるものの、危惧する点を一部指摘して反対討論といたします。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了します。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者2人)

○委員長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時15分まで暫時休憩いたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時15分 再開

○委員長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(中村智郎) それでは、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度の予算編成に当たりましては、青森県の財政支援、医療費の動向等を反映させ、平均加入世帯数を前年度比1.3%減の7,955世帯、平均被保険者数を前年度比3.9%減の1万1,800人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和4年度の予算総額は歳入歳出ともに57億1,608万8,000円となっており、前年度と比較して2億8,222万5,000円の減となっております。歳入歳出の減につきましては、主に被保険者数の減少による影響となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、被保険者数の動向、近年の調定額、収納率の実績等から10億7,492万5,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、14ページに移りまして、第3款国庫支出金は、災害等の特別な事情により交付される災害時特例補助金であります。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金のうち保険給付費等交付金は、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しております。被保険者数の減少等によりまして、1億9,773万3,000円の減としております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が

不足する場合に県から交付を受けるものであります。

第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入であります。

次に、15ページに移りまして、第6款繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を計上しております。

次に、第7款繰越金は、決算において発生した前年度の剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、16ページに移りまして、第8款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入であります。

以上が歳入についての概要説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。17ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項運営協議会費についてであります。これは国民健康保険運営協議会に要する経費でありまして、委員報酬等となっております。

次に、18ページに移りまして、第3項趣旨普及費についてであります。これは国民健康保険制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成、健康優良家庭表彰事業等に要する経費となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものといたしましては、第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費保険者負担経費、第2項高額療養費の一般被保険者高額療養費保険者負担経費、19ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費となっております。第1項療養諸費では、被保険者数の減少等によりまして、1億3,681万7,000円の減、第2項高額療養費におきまして、被保険者数の減少等によりまして3,512万1,000円の減としております。

次に、20ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政運営の責任主体となる県に国民健康保険税等を財源に納付するものであります。被保険者数の減少によりまして、第1項医療給付費分では9,281万1,000円の減、第2項後期高齢者支援金等分では1,112万1,000円の減、第3項介護納付金分では946万7,000円の減としております。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。退職者医療制度の対象者把握に要する経費を計上しております。

次に、21ページに移りまして、第5款財政安定化基金拠出金についてであ

りますが、これは国保財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から災害や企業の破綻等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の保健事業や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

22ページに移りまして、第2項保健事業費では、レセプト点検員報酬等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、第7款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積立てするものであります。

次に、第8款公債費は、一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、23ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県の普通交付金の前年度精算に要する経費であります。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢の両直営診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第10款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての概要説明でございます。

これで令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時25分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

本特別会計は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰入れいたしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和4年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,155人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和4年度の予算総額は歳入歳出ともに6億3,110万8,000円となっており、前年度と比較して1,262万円の増となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.64%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。被保険者数の増加や保険料の改定により607万円の増としております。

第2款手数料は、督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示された保険基盤安定負担金の見込額により、436万円の増としております。

第4款繰越金は、令和3年度の本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入は保険料の延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料や繰入金の予算に合わせて1,262万円の増としております。

第2款諸支出金は、過年度分の保険料の還付金、還付加算金及び督促手数

料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 4月から窓口負担が一定の収入のある方が上がるということになっているのですが、国全体としては370万人の後期高齢者の方が、加入者の2割ぐらいが上がるという、そのような予想を立てていますが、むつ市の場合は該当する方が何人いて、どのくらいの方が値上がりになると見込んでいるのか、それから負担増の合計額はどのくらいと見ているのか教えてください。

○委員長（浅利竹二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長予防医療・感染症対策課総括主幹（青山 諭）
お答えいたします。

人数でございますが、県広域連合のほうから明確な数字がございませんので、あくまで概算でございますが、1,200人ほどの人数を想定しております。

金額につきましては、こちらのほうで現状においては把握してございません。

以上でございます。

○委員長（浅利竹二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） ただいまの課長の説明について補足させていただきますが、この保険料の改正による市民への影響ということで若干説明させていただきます。まず令和3年度の実績を引用すると……失礼いたしました。担当課長の説明で、以上でございます。すみません、失礼いたしました。

○委員長（浅利竹二郎） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 概算ということで、確かにここでは直接分からないかもしれませんが、後期高齢者の方の何割ぐらいの方が引上げになるのかということも分かりませんかでしょうか。

○委員長（浅利竹二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長予防医療・感染症対策課総括主幹（青山 諭）
お答えいたします。

後期高齢者医療の被保険者に対する割合でございますが、約12.7%が対象というふうに見込んでございます。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

これで議案第22号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

(2番 工藤祥子委員登壇)

○委員(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算案について反対します。

10月から75歳以上の高齢者のうち、年収200万円以上など、一定所得のある人の医療費窓口負担が現行の1割から2割へと2倍に引き上げられる予定です。むつ市でも、概算ですが、1,200人の方が、75歳以上の被保険者全体の12.7%の方の負担増が見込まれています。年金削減、灯油等の生活必需品が高騰する下での窓口負担増に反対いたします。

○委員長(浅利竹二郎) ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(浅利竹二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者2人)

○委員長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

○委員長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(藤島 純) それでは、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書の12ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和4年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ67億2,972万9,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと

3,953万2,000円、率にして0.6%の増加となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、12億9,654万3,000円を計上しております。第1号被保険者の保険料基準月額、令和3年度から令和5年度まで7,000円と定めており、また低所得者に対する保険料軽減措置も継続されていることから大幅な増減はないものと見込んでおります。

次に、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国から交付を受けるものであります。

次に、14ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための調整交付金や地域支援事業に係る交付金などとなっております。

次に、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、事業費の27%を見込んでおります。

次に、15ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金は、科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。これは地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、それ以外の事業については19.25%の交付を見込んでおります。

次に、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、16ページに移りまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは介護給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2項基金繰入金についてであります。これは収支の不足が見込

まれる場合、財源に充当するための繰入金であります。

次に、17ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第1号被保険者の保険料納付に係る延滞金であります。

次に、第2項雑入についてであります。これは第三者行為納付金や不当利得等返納金などであります。

以上が歳入についての説明であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査及び調査に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3項計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画策定に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。要介護認定者の増加に伴い、サービス受給者の増加が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して0.7%の増額となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは介護給付費に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは介護予防給付に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは国民健康保険連合会への審査支払手数料となっております。

次に、22ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは高額な介護費用の利用者負担軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは介護保険施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に要する経費となっております。

次に、23ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援者等の訪問型サービス及び通所型サービスやケアプランの作成に要する経費となっております。

ます。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防の知識についての普及啓発のほか、地域サロンや介護予防運動といった高齢者の通いの場の活動支援など、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、24ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。地域包括支援センター運営費のほか、小学生を対象に認知症についてのVR体験等を実施する認知症フレンドリーキッズ事業や9月の世界アルツハイマー月間に合わせて、認知症への理解を呼びかけるオレンジキャンペーンに要する経費などとなっております。

次に、26ページに移りまして、第4項その他諸費についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料であります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてであります。これは県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上したものであります。

次に、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金についてであります。これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、27ページに移りまして、第8款は予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

これで令和4年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） それでは、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

この会計は、道の駅整備事業の用地の先行取得に伴う市債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに2,294万6,000円となっております。

11ページに移りまして、歳入、第1款繰入金についてであります。これは長期債の元金及び利子分を一般会計から繰入れするものであります。

次に、12ページに移りまして、歳出、第1款公債費についてであります。これは用地の取得に伴う長期債の元金及び利子となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○委員長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） それでは、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

令和4年度予算総額は、歳入歳出ともに4,805万1,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてありますが、これは魚市場内に設置している自動販売機に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてありますが、これは地方卸売市場大畑町漁市場基金の運用収入であります。

次に、第3款繰入金についてありますが、これは一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金についてありますが、これは決算において発生した剰余金を繰り越すためのものでございます。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入についてありますが、これは卸売業者契約保証金の預金利息であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてありますが、これは事務経費と魚市場運営審議会に係る経費となっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてありますが、これは建物災害保険料、施設設備保守点検委託料、漁港施設占用料などと、青森県魚市場協会、むつ市大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、第3款公債費についてありますが、これは長期債元金償還金及び利子を計上しております。

次に、14ページに移りまして、第4款予備費についてありますが、これは突発的な修繕などの支出に対応するためのものであります。

以上が魚市場事業特別会計の予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。
これで議案第25号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(浅利竹二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第25号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時55分 再開

- 委員長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。
次は、議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

- 上下水道局長(民生部理事)(中村 久) 議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。給水戸数は2万4,267戸、年間総給水量は668万1,455立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業として水道管路緊急改善事業、緊急時給水拠点確保事業、水道施設整備事業、配水管整備事業及び災害復旧事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款水道事業収益は17億7,637万円で、前年度との比較では1,234万3,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などで、前年度との比較では増となっており、主な要因は長期前受金戻入の増などによるものであります。

第3項特別利益は、その他特別利益として一般会計繰入金過年度未収益化額を計上しております。

支出の第1款水道事業費用は、16億8,427万5,000円で、前年度との比較では3,244万円の増となっております。

第1項営業費用は、事業運営に係る部門的経費のほか、減価償却費などで前年度との比較では増となっております。主な要因は、減価償却費の増などとなっております。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっており、主な理由としましては、企業債に係る支払利息の減となっております。

第3項特別損失は、過年度分の損益の修正損を計上しております。この結果、収支差引きで9,209万5,000円収入が上回る予定をしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定であります。7ページを開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は6億8,847万7,000円で、前年度との比較では7,831万2,000円の減となっております。

第1項企業債は、水道管路緊急改善事業などに充てる企業債で、一般会計からの出資金としての繰入れの減少に伴い増となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金等に充てる負担金で、主に企業債償還金の増加に伴い増となっております。

第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業及び緊急時給水拠点確保事業に充てる国からの交付金で、対象事業費の増加に伴い増となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は15億3,937万9,000円で、前年度との比較では4,574万9,000円の増となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用でありまして、脇野沢九艘泊地区から本村地区七引橋付近までの配水管の布設替え工事などを実施するほか、大畑地区では小赤川橋水道管復旧工事を予定しております。そのほかの建設改良工事といたしましては、田名部浄水場の電気設備更新、水管橋架け替え工事などを実施することとしております。事業量は減少しておりますが、企業債償還金が増となったことに伴い支出が増となっております。

3ページに戻りまして、この結果資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億5,090万2,000円は、第4条条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります、これは予算第4条の資本的収入の企業債4億4,390万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条の一時借入金の限度額を9,600万円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項目間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条は、量水器及び配水管などの補修材料の購入に係るたな卸資産の購入限度額を2,150万円と定めております。

財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和4年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今局長の説明でちょっと、以前に協議した中で、今の説明でいきますと、脇野沢地区で盛んに工事行われていますけれども、本村から九艘泊地区の管工事の取替えの工事の中で、全部の部分で行うのか、それとも以前の質疑での答弁でいけば、そのままの状態にしておくというふうな答弁もあったかに記憶しておりますけれども、その点について伺います。

○委員長（浅利竹二郎） 水道課長。

○上下水道局政策推進監水道課長民生部副理事（川島一彦） お答えいたします。

今年度は、松ヶ崎ゆとりの駐車帯付近から脇野沢郵便局付近までの配水管布設替えを実施しております。それと、管に関しては基幹管路のみの布設替えとなっております。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今ちょっと私理解できないので、我々が理解する言葉で。何交換と言ったか、取替えの工事の中身の話ですけれども。

○委員長（浅利竹二郎） 水道課長。

○上下水道局政策推進監水道課長民生部副理事（川島一彦） 管の布設替えです。布設替えする場所に関しては、あくまでも幹線の道路のみの布設替えとなっております。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） そうすれば、新年度の予算でいけば、別段九艘泊とか、そういった部分まで行かないということで理解してよろしいのですか。

○委員長（浅利竹二郎） 水道課長。

○上下水道局政策推進監水道課長民生部副理事（川島一彦） 令和4年度の布設替えに関しましては、脇野沢郵便局付近から北側七引橋付近までと、芋田地区から九艘泊地区までの配水管布設替えを予定しております。

以上です。

○委員長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の3ページをお開き願います。第2条の業務の予定量であります。排水戸数は3,246戸、年間総処理水量は86万2,265立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業として、下水道整備事業及び改築更新事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。6ページをお開き願

います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款下水道事業収益は10億2,934万円で、前年度との比較では4,538万1,000円の減となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などで、前年度との比較では減となっております。主な要因は、負担金の減などによるものであります。

支出の第1款下水道事業費用は、9億9,851万1,000円で、前年度との比較では5,682万6,000円の減となっております。第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度との比較では減となっております。主な要因は、減価償却費の減などとなっております。また、下水道への接続を促進するため、むつ市下水道排水設備工事費補助金交付要綱の改正をすることとしており、そのための補助金を増額しております。

第2項営業外費用は、企業債利息等に係る費用と雑支出などで、前年度との比較では減となっております。主な要因は、企業債に係る支払利息及び消費税計算に伴う雑支出の減となっております。この結果、収支差引きで3,082万9,000円収入が支出を上回る予定となっておりますが、税抜き額では収支均衡した予算となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページを開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は11億6,147万4,000円で、前年度との比較では8億306万4,000円の減となっております。

第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債などで、前年度との比較では下水道整備事業費の減少に伴い減となっております。

第2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、前年度との比較では下水道整備事業費の減少に伴い減となっております。

第3項一般会計負担金は、一般会計からの繰入金で、前年度との比較では企業債償還に係る一般会計負担金の増加に伴い増となっております。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備事業に充てる受益者負担金及び分担金、第5項工事負担金は、道路拡張工事に伴う管渠移設費用の負担金となっております。

支出の第1款資本的支出は13億5,995万7,000円で、前年度との比較では8億9,618万6,000円の減となっております。第1項建設改良費は、下水道整備及び改築更新に要する費用でありまして、むつ地区での下水道管渠工事及び

舗装復旧工事、各処理場の電気設備等の更新工事を予定しております。前年度との比較では、むつ下水浄化センター増設に係る費用が減となっております。第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,848万3,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債6億3,610万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているもので、御覧の表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を13億円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項目間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから11ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条の他会計からの補助金についてであります。これは下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を1億3,976万5,000円としているものであります。

財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和4年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（浅利竹二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅利竹二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時14分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 浅利竹二郎